

戦後離脱した11宮家とは

戦後に皇籍離脱した11宮家は、伏見宮系およびその分家になります。

伏見宮は伏見宮の初代当主は、北朝第3代の崇光天皇（在位1352年-1371年）の第一皇子、栄仁親王を初代として1374年、南北朝時代に創設されました。2025年から考えると651年前になります。

世襲親王家

南北朝時代、天皇家は二分して争い皇位継承が混乱しました。その後の室町・戦国時代に皇室は困窮、政治への影響力も低下したために側室も縮小し、それに伴って子供の数も減っていきました。

このままでは皇室がなくなるという危機感から、皇室の権威を安定させたい徳川幕府が、いわば後継者のバックアップとして作られたのが世襲親王家です。皇室の伝統である5世までが皇族という伝統の【例外】として、本来なら天皇の子（皇子）のみに与えられる親王という身分を与えて継続させました。その最初が伏見宮。のちに分家して有栖川宮、閑院宮、桂宮が世襲親王家になりました。

「外出先で充電が切れるかも→そうだ、予備バッテリー持っていこう」

世襲親王家は、いわば予備バッテリーです。

江戸幕府が天皇家を支援し、皇統を守るために世襲親王家を整備した、政治的判断による制度ですが、現在の天皇家が閑院宮から出ていることを考えても正しい判断だったと言えるでしょう。しかし伝統の例外であること、直系より男系が優先される武家社会の江戸幕府の発想だったことは事実です。

天皇家とは遠い血縁

南北朝の時代、皇室は北朝（持明院統）と南朝（大覚寺統）に分裂。皇位の証である三種の神器の存在によって南朝が皇位を継承しています。

明治44年に明治政府と明治天皇によって“南朝が正統である”と定められ、それに則った系図が作成（改編）されたため、北朝の天皇は系図上には存在しますが、代数がありません。

北朝の血統である伏見宮、その派生宮家は、傍系として“特例”“例外”としての世襲親王家でした。

血縁の近さを数値化する“血縁係数”で計算すると、今上陛下と戦後に離脱した宮家の子孫（離脱から2世）は「0.00000000009%：一京分の一」。これはマンションの隣室に越してきた初対面の人とほぼ同じと言っていいでしょう。

伏見宮には東山天皇の妹が嫁いでいますが、女系で計算した場合でも「0.0001%：一千分の一」、感覚的にはほぼ他人です。

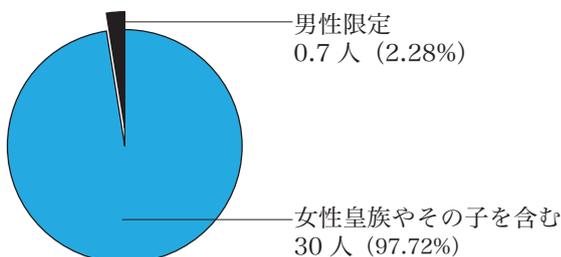
「皇統」とは通常、天皇と直系でつながることを指します。

今上陛下とは“ほぼ他人”と言えるほど血縁が遠い旧宮家を祖先とする国民を“皇統に属する男系男子”というのは、あまりにも無理があります。

皇女である敬宮愛子さまは当然として、上皇の孫の佳子さま、大正天皇の曾孫に当たる彬子さま、瑠子さま、承子さまには継承資格を認めず、“ほぼ他人”を養子にしてその子孫に継承を認めるのは、どう考えてもおかしくないでしょうか。

小泉政権時代の有識者会議報告書のシミュレーション

七世代後の皇族数



※開始人数はそれぞれ5名として計算

女性皇族5名

男性皇族：悠仁親王+旧宮家からの養子男性4名

※出生率は1.5人として計算

※出生率を1.29人として計算した場合には、三世代後に男性限定継承では皇族数は1.32人に

宮名	設立年	離脱時の当主	男系男子断絶
伏見宮	1456年	26代	1999年
閑院宮	1718年	7代	1950年
山階宮	1864年	3代	1987年
北白川宮	1870年	5代	1940年
梨本宮	1871年	3代	1973年
久邇宮	1875年	3代	
賀陽宮	1892年	2代	
東伏見宮	1903年	初代	1929年
朝香宮	1906年	初代	1981年
竹田宮	1906年	2代	
東久邇宮	1906年	初代	

50年で約三分の一に

昭和22年(1947年)10月14日に11宮家が離脱、皇籍を離れて国民となりました。それから80年近く、旧宮家だった方々はすでに二世、三世を国民として過ごされています。現在では他の多くの国民と同じ立場です。

離脱から約50年後の平成11年(1999年)、宮家の本家とも言える伏見宮は男系男子としては断絶ということになりました。それまでに北白川宮、閑院宮、梨本宮、朝香宮、山階宮が男系男子としては断絶しています。

現在、男系男子が残っているのは4家。11から4。約50年でほぼ三分の一になったということです。

仮に同じ確率としても、そこから50年後つまり今から25年後には1家のみという計算になります。

男系男子継承は、側室と庶子継承がないと成り立たない制度です。

歴代の天皇の半分が庶子(側室の子)であるように、世襲宮家の歴代の当主も半分が庶子です。

簡略系図

